

## 【身体的拘束最小化に関する基本指針】

当院では、患者様の人格と尊厳を尊重し、安全を確保しつつ身体的拘束を最小限にとどめ原則として身体的拘束を行わない方針です。

### 1.身体的拘束の原則廃止

私たちは、患者様の自由を奪うような身体的拘束は行わないことを基本とし、拘束によらない安全なケアの提供に努めます。

### 2.やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者様ご自身または他の患者様の生命・身体が危険にさらされる緊急の事態であり以下の3つの要件をすべて満たす場合に限り、必要最小限の範囲で行うことがあります。

- ・ **切迫性**：本人や他者に生命または身体への重大な危険が切迫している。
- ・ **非代替性**：身体的拘束以外の方法で代替えすることができない。
- ・ **一時性**：症状が改善すれば速やかに拘束を解除する。

### 3.身体的拘束を行う際の対応

身体的拘束を行う場合は、医師、看護師等の多職種で構成される「身体的拘束最小化チーム」で検討を行い、ご家族様へ理由や方法を十分に説明し同意を得るとともに、その状況を記録・管理します。

### 4.当院の取り組み

当院では、身体的拘束を未然に防ぐための環境調整、職員向けの定期的な研修・教育を実施し、チーム全体で最小化に向けた取り組みを強化しています。

令和8年5月25日

医療法人同仁会 札幌ススキノ病院